

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成25年 第 5 号
受付日	平成25年11月19日
送付日	平成25年11月19日
答弁受理日	平成 年 月 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田 政典
所管部局	財政経営部、上下水道局

質問主題 「市街化区域内で下水道（汚水）未整備区域に居住する市民に対する対策について」

平成25年9月6日の本会議一般質問に於いて質疑を行なった内容のうち、四日市市の考え方を問い切れなかった部分、および、その後の検討結果について、質問致します。

1．都市計画税の減免制度の検討

市街化区域内で下水道未整備区域の住民に対して、一定のルールの基に、都市計画税を減免することについて、その可能性と是非について検討する事を求める。

ちなみに、9月の私の問い合わせに対して総務省自治税務局の答は、減免は可能である、との見解であった。

2．下水道（汚水）整備に関する住民説明

市民に対する今後の整備予定の説明が不十分である、と考える。特に、市街化区域内で生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）において平成27年度までの整備予定区域に含まれていない区域に居住する市民に対しては、ホームページ上でさえ、何も記述がされていない。

いつ供用できるのか、あるいは、なぜ時期が示せないのか、上下水道局発信の広報について、考え方を問う。